

TAX INFORMATION

税のたより

確定申告会場開設のお知らせ

お早め

●申告書は自分で書いて

お早め

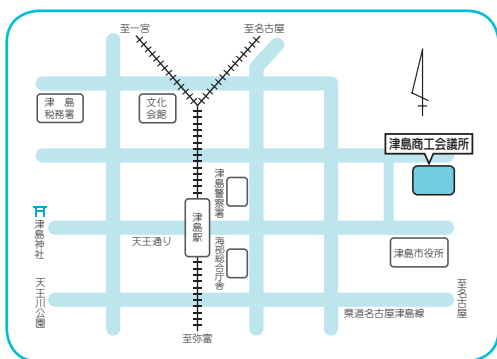
津島税務署では、所得税・個人事業者の消費税および贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します。

開設場所

津島商工会議所

津島市立込町4丁目144番地

番地



開設期間

2月13日(金)

～3月16日(月)

開設時間

午前9時～午後5時

開設期間中、津島税務署では、申告書の提出はできませんが申告書の作成指導は行っていませんのでご了承ください。※土日は開設していませんが、2月22日(日)・3月1日(日)に限り開設します。

申告書作成・問い合わせ先

●国税庁

HP www.nta.go.jp

「確定申告書作成コーナー」を利用すると、簡単に申告書を作成できます。

●確定申告アレフオンセンター

☎0567(26)2161

※音声ガイダンスに従い、「0」を選択してください。

申告・納付期限

●所得税および贈与税

3月16日(月)

●個人事業者の消費税

3月31日(火)

●確定申告書の郵送先

〒496-18720

津島市良王町二丁目31番地の1

津島税務署

役場での申告会場の開設について

2月16日(月)から役場においても臨時に確定申告会場を設け、受付を行います。会場は大変混み合いますので速やかに申告ができるよう提出書類の確認等の用意を事前に済ませて、下記の「申告に必要なもの」を持参のうえお越しください。

また、今年度から申告会場にパソコンを設置し、簡易電子申告ができるようになりますのでご利用ください。なお、従来どおり書面による申告も受付します。

臨時開設場所

役場 3階 大会議室

開設期間

2月16日(月)

～3月16日(月)

※土日を除く

受付時間

午前9時～午後5時

※整理の都合上、午後4時30分までに受付を済ませてください。

受付できる申告

●町県民税申告
●確定申告のうち次の方の申告

①給与所得、年金収入などの雑所得、一時所得のある方の確定申告

②住宅借入金等特別控除

③事業(営業・農業等)、不動産所得、配当所得のある方の確定申告

※②③については内容によっては受付できない場合があります。

●本町ホームページで住民税を試算できます。

受付できない申告

青色申告、譲渡所得のある方の確定申告、消費税、贈与税、相続税の申告は税務署(申告期間中、津島商工会議所の申告会場)に提出してください。

※すべて記入し申告書を提出する場合は、会場内に税務署行きのボックスが用意してありますのでご利用ください。

申告に必要なもの

●認印
●筆記用具
●計算機
●平成20年中に支払った社会

保険・生命保険・地震保険料などの支払金額の分かる控除証明書や領収書、障害者手帳など

個別に必要なもの

●給与、年金、報酬などの所得がある方

源泉徴収票、支払調書など

●事業所得のある方

収支内訳書(事前に作成しておいてください)

●医療費控除を受ける方

平成20年中に支払った医療費の領収書およびそれを個人別に集計したものと、保険等で医療費が補てんされた方についてはその補てん額が分かるもの

問い合わせ先

役場 税務課

内線175・176

個人事業者の方へ

所得税・消費税確定申告のご相談は、商工会へ

中小企業の事業主の方々に対象に、所得税確定申告・消費税確定申告の個別指導講習会を開催します。

申告期限間近になりますと大変混み合いますので、できるだけ早い機会にお出掛け